

貧困を考える③ 貧困に関する課題

日本の貧困の特異性

子どもの貧困に関わる課題と対策は、様々な研究者や専門家、および行政などで検討や対策がなされているが、少子高齢化社会を迎えて課題や問題も依然山積している。高齢者と非地理親世帯に貧困が偏重していることは先にも述べたが、これは世界的に見ても先進国中で日本だけが突出していて、日本の貧困状況が特異にあることがうかがえる

普遍主義か選別主義か

普遍主義は、対象者全てに一律に広く浅くという施策である。一方選別主義は、特に難易度が高い人々や地域を対象に厚くという施策である。高齢化社会においては、高齢者の貧困が増大する一方で、貧困が一因の少子化にどう対応するか、全体の予算や人手には限りがある故に、国の将来展望を見込んでそのバランスが難しい所。

川上主義か川下主義か

貧困に係っては、川上主義か川下主義か…根本的な対策か結果対応かで投資もコストも違ってくる。貧困を生まない、増大させない対策に費用をかけたほうが、貧困に直面してから福祉に費用をかけるよりも、効果的という声もある。

直接支援か環境支援か

例えば子育て支援では、「手当金を増やす」「保育時間を延長する」といった直接支援、金銭支援、人的支援がある一方で、託児施設や保育所を増やす、一人親が働きやすい職場環境の整備などの環境支援、間接支援がある。貧困対策にも同様のことが言える。人として人らしく生活するといった自立支援も肝要と思われる。

所得の再配分に係る非効率

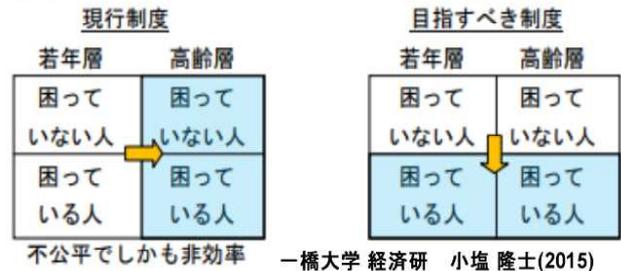
現金給付においては、児童手当・児童扶養手当・遺族年金・生活保護などがあげられる。児童手当については、対象年齢や所得制限は時代の背景を反映して様々に変遷してきた。2000年代には少子化対策として、広く薄くになってきた。児童扶養手当は、一人親世帯に限った狭いものであるが、2010年からは母子家庭に加えて父子家庭も対象となった。遺族年金は親が亡くなった遺族に支給されるが、年額80～100万円は支援として大きく厚い手当となっている。生活保護制度は認定が、ほぼ働けない、資産がない、親族からの支援もないという世帯に限られる厳しいものであり、適用する一人親世帯は僅かではない。

2001年の調査では、所得の再配分前よりも再配分後のほうが貧困率が高くなるといった奇妙な現象が物議をにぎわした。しかもこれは OECD 参加各国の中において日本だけである。再配分の効率の悪さが目立つが、ようやく2010年頃になって児童手当の拡充などにより是正されている。「所得格差・貧困・再分配政策」(2015) 一橋大学 経済研究所 小塩 隆士によ

れば、①再分配は効率の悪さ ②再分配政策の大部分が年齢階層間の所得移転 ③税・社会保障負担において高齢層の負担率は現役層より低め ④税・社会保障の純受益・負担において高齢層は、現役層と同じ額の所得を得ていても純受取 ⑤正規労働者以外では社会保険料は逆進的 ⑥国年保険料は低所得層にとって重い負担と富の再配分の問題点を取り上げている。

再分配政策をどう見直すか

基本方針「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みに



多元的貧困と線引きの問題

貧困は所得面だけでは十分把握できないこと、連鎖や世襲することは先にも述べた通りである。例えば、①所得：貧困ラインを下回る ②教育 低学力 高校進学 ③セーフティ・ネット 保障の手当や制度の適用外 または自閉 ④健康：日常生活に支障をきたす心身状態 等もあげられる。多面的に捉えて、それぞれに対策が必要なことは言うまでもない。

排除思想・社会と孤立・自閉

ヒトは本能的に自己防衛が働いて、異質なものを排除しようとする。また、近年よく言われる自己責任論も加わって、貧困の社会的排除と思想が広がってきている。それは、世間全体に限らず、個々人や学校、職場、地域などあらゆる所に存在する。受容されない結果としての孤立にあえぐことになる。また、貧困は無力感や対人不安、自虐感を生じた結果、自閉に陥ることもある。排除と拒絶が社会の隙間を増大させ、悪循環に至っている。

これらの課題に対する対策については、次号で述べたい。

<参考資料>

☆「所得格差・貧困・再分配政策」(2015) 一橋大学 経済研究所 小塩 隆士

☆子どもの貧困(2008) 子どもの貧困Ⅱ(2014) 阿部 彩 岩波新書

☆学力の向上に向けた取り組み 一貧困・排除の拡大と学校が担うべき課題一 (2016)大阪府立大 西田 芳正